

青森公立大学入試委員会規程

平成23年3月29日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学入試委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学経営経済学部及び経営経済学研究科の入学試験の実施等に関し、その適正を期するため、青森公立大学入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学生の募集に関する事項
- (2) 入学者選抜の実施に関する事項
- (3) 入学者選抜の出題に関する事項
- (4) 入学者選抜の判定に関する事項
- (5) その他入学者選抜に関し教授会から委任された事項

(組織)

第4条 委員会は、学長が青森公立大学グループ連絡会議要綱（平成21年4月1日実施）第4条各号に掲げる科目に応じたグループ間の均衡を勘案して指名する教員職員及び事務職員（学部長、研究科長及び事務局長を除く。以下「委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する教員職員をこれに充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する教員職員及び事務職員をこれに充てる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(会議の成立)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(委員以外の出席)

第9条 学長、学部長、研究科長及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べる
ことができる。

2 前項の規定による場合のほか、委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出
席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局教務学事グループにおいて処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定
める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(青森公立大学学部入試委員会規程及び青森公立大学研究科入試委員会規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 青森公立大学学部入試委員会規程 (平成21年規程第16号)

(2) 青森公立大学研究科入試委員会規程 (平成21年規程第17号)